向陽中学校部活動ガイドライン

磐田市立向陽中学校

令和元年５月

目 次

はじめに １
１ 部活動の意義・目的について
⑴ 意義・目的 ２
⑵ 運営上の留意点 ３
２ 部活動の運営
⑴ 学校における指導方針及び部活動方針等の作成 ３
⑵ 指導体制の整備と指導上の留意点 ４
⑶ 適切な部活動活動時間や休養日の設定 ５
３ 外部指導者及び保護者との連携
⑴ 外部指導者(外部ｺｰﾁ)や部活動指導員との連携 ６
⑵ 保護者との協力体制 ６
４ 健康安全管理と事故防止
⑴ 健康状態の把握 ７
⑵ 施設・設備・用具の安全点検と安全管理 ７
⑶ 教職員間における情報共有 ７
⑷ 事故への対応 ７
５ その他
⑴ 部活動の運営組織 ８
⑵ 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度 ８
⑶ その他 ８
参考資料 ９

■ はじめに

中学校の部活動は、スポーツや文化に興味・関心のある同好の生徒が自主的、自発的に参加し、教員の指導の下学校教育の一環として行われています。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ることや、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、大きな教育的意義があります。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育に係る課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えています。とりわけ少子化が進展する中、学校における部活動は、従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきています。

こうした状況にあってスポーツ庁は平成 30 年３月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、文化庁は、「文化部活動に関する総合的なガイドライン」を示し、都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会に対してそれぞれ「部活動の在り方に関する方針」を策定するよう求めました。

これに対応するものとして静岡県教育委員会は平成 30 年４月に「静岡県部活動ガイドライン」を策定し、これを参考に、県内の市町教育委員会に対して「設置する学校に係る部活動の方針」の作成を求めています。

磐周地区においては、磐周教育協議会が昭和 55 年に「磐周教育界としての遵守事項」を策定して以来、幾度かの改訂を経ながら「磐周教育の充実と振興のための配慮事項」として、磐周地区のすべての小中学校における課外活動と部活動のガイドラインの機能を果たしてきたという歴史があります。そしてその内容は、この度スポーツ庁・静岡県教育委員会が示すそれと軌を一にするものであり、時代に先駆けたものであったことが確認できます。

こうした歴史と状況を鑑み、磐田市教育委員会・袋井市教育委員会・森町教育委員会としては、現行の「配慮事項」を基本としつつ、３市町共通の部活動ガイドラインを策定し、それぞれの委員会名で各市町の学校に示すこととしました。今後は、このガイドラインに沿って部活動が運営されるよう、各学校に求めるものです。

平成 31 年３月
磐田市教育委員会

１ 部活動の意義・目的について

部活動の意義や目的、運営上の留意点については、中学校学習指導要領(平成29 年３月告示)では次のとおり示されています。

○ 中学校学習指導要領(平成 29 年告示)（抜粋） 第１ 章 総則 第５ 学校運営上の留意事項 １　教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等 ウ　教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。
第２章 各教科 第５節 音楽 第３ 指導計画の作成と内容の取扱い ⑴ 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど，生徒や学校，地域の実態に応じ生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。 第７節 保健体育 第３ 指導計画の作成と内容の取扱い ⑹ 第１章総則の第１の２の⑶に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし，特別活動，運動部の活動などとの関連を図り，日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。 なお，体力の測定については，計画的に実施し，運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること。

⑴ 意義・目的

ア 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行います。

イ スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものです。

ウ 文化部活動については、芸術文化を目的とするものの他、生活文化、自然科学、ボランティア、趣味等の活動を行います。

エ 文化部活動は、自ら表現するだけでなく、鑑賞するなどの幅広い活動機会を通して、音楽的な見方･考え方や造形的な見方･考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化、美術、美術文化と豊かに関わる資質･能力を育成します。

⑵ 運営上の留意点

ア 教育課程外の活動であるが、学校教育活動の一環として、教育課程との関連を図ります。

イ 地域の人々や社会教育施設、社会教育関係団体等との連携を図り、持続可能な運営体制を整えます。

ウ 保健体育の指導計画の作成に当たっては、日常生活における体育・健康に関する活動として、運動部の活動を関連づけます。

エ 文化部活動は、学校内だけではなく地域の図書館、美術館等の施設と連携を図り、それらの施設や文化財などを積極的に活用します。

２ 部活動の運営

⑴ 学校における指導方針及び部活動方針等の作成

学習指導要領に記されているように、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、学校教育の一環であり、各顧問は学校教育目標や目指す生徒像の実現に向け有意義な活動となるよう、部活動全体計画をこのガイドラインに沿って作成します。

ア 部活動全体計画

- ㈠ 本校の部活動のねらい
- ㈡ 活動時間と休養日
- ㈢ 設置部活動名と顧問、活動場所
- ㈣ 各部の必要経費
- ㈤ 部活動の規定と入・転退部について

イ 各部活動計画

- ㈠ 部の運営方針と目標
- ㈡ 指導者名(校内指導者と外部指導者、部活動指導員)
- ㈢ 出場大会計画を含む月別計画
- ㈣ 長期休業活動計画予定
- ㈤ 活動に必要な個人負担物品

⑵ 指導体制の整備と指導上の留意点

ア 顧問の役割

部活動には、自主的、自発的に参加する生徒の育成と、人間形成の場として重要な役割があります。また、それを支える顧問との信頼関係により、運営されています。円滑な部の運営を目指すとき、顧問から生徒への言葉掛けや生徒を温かく見守ったり、一緒に活動したりすることなど、共感的に寄り添うことも顧問の重要な役割です。

現在、顧問は自らが競技経験者や文化部活動経験者であるとは限りません。また、過去に指導経験のない競技や文化部活動の顧問を務めることがあります。このような場合、指導に関する疑問点等を、技術講習会や審判講習会に参加したり、県や関係機関が開催する指導者講習会に参加したりして、その解決を図っています。

イ 指導上の留意点

部活動は、人間形成に大きく寄与するもので、各校の部活動の目標の実現に向けて取り組むことで得られる充実感や達成感は、生徒自身に自信を生み、生涯をたくましく生き抜く礎を築くものとなります。

そこで、次の項目について留意し、指導に心掛けていきます。

⑺ 生徒の心理面を考慮した肯定的な指導を心掛けます。

生徒の良いところを見つけ、認めることを通して、生徒は自信を付け成長します。この指導が生徒の自己有用感や自己肯定感を高めることにつながります。しかし、場面に応じて叱ることも適切に行っていきます。

⑴ 生徒の実態を把握し、適切にフォローする体制をつくります。

部長等リーダーとなる生徒には、心身両面で負担がかかるため、適切な助言や支援に留意していきます。生徒への指導場面では、生徒の人格を否定したり、著しく意欲を失わせたりするような指導は不適切であり、厳に慎むようにします。

⑼ 生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団作りに心掛けます。

生徒への目配りにより、部内の暴力行為やいじめ等がない、良好な集団作りに寄与します。

⑽ 体罰や暴言の禁止を徹底します。

体罰や暴言は、指導者の熱意の表れではなく、生徒の人権を侵害する違法な行為です。体罰や暴言は、指導者としての資質に欠けるばかりか、自らの指導力不足を示すものです。そして、これは、学校教育の信頼を失うことにつながる重大な行為と受け止め、これらの行為をすべて禁止とします。

⑶ 適切な部活動活動時間や休養日の設定

日本スポーツ協会は「週 16 時間以上の運動部の活動でけがのリスクが高まる」と指摘した米国の臨床スポーツ医学会の提言などスポーツ医科学の研究を踏まえ、「スポーツ庁の運動部活動ガイドライン」は、中学校の休養日を平日１日以上、土日１日以上の週２日以上と設定しました。また、文化庁は、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送るよう基準を示しました。

このことが、１日の活動時間は長くとも平日２時間、休日３時間程度とし、短時間で効果が得られる活動内容を工夫することを求めています。

この内容を受け、中学校の部活動は、磐周の地域の特性、学校の実情、生徒の発達の段階等をふまえ、学校運営全体の視野に立って活動を実施します。

ア 活動日

㈠ 平　　日	・週４日以内(原則として水曜日を休養日とする。)
	・始業前には部活動は実施しない。
㈡ 週休日等	・健康面に配慮し、練習試合等は必要最小限にとどめる。
（休日）	・週休日は少なくとも１日以上を休養日とする。(ただし日曜日に大会やコンクール、地域行事が設定されている場合は、保護者理解のもと、けが防止等のため、土曜日に必要最小限の活動を行ってもよい。この場合は平日２日間の休養日を設ける。)
㈢ 長期休業中	・平日は学期中途に準ずる。原則、週４日以内。
	・週休日は原則実施しない。(ただし、校長が認めた場合はこの限りではない。実施する場合は前後に休養日を設ける。)
	・８月 11 日から 20 日の 10 日間は原則実施しない。ただし、全国大会等へ出場する場合は、この限りでない。

イ 活動時間

㈠ 平 日	・２時間程度
㈡ 週 休 日	・３時間程度(準備片づけを含め４時間以内とする)
㈢ 長期休業中	・勤務時間内(顧問の勤務日) ３時間程度(週休日と同じ)
㈣ そ の 他	・平日、週休日、長期休業中問わず、超過した活動日数や時間については、休養日等を他の日に振り替えたり、活動時間を短くしたりする。併せて保護者や生徒に説明する。
	・週休日や祝日に終日大会参加、練習試合等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ そ の 他

⑺ 協会主催の各種大会への出場は、精選して出場する。文化部活動においては、参加するコンクールや地域行事、催し等の数の上限の目安等を定める。参加にあたっては、生徒・顧問の健康面や安全面、さらには費用面の負担について配慮する。

⑴ 延長部活動については、校内で決まりを作り常態化を防ぐ。実施可能な時期は、２、３学期とし、運動部については公式及び協会主催の大会に、文化部活動については、連盟主催のコンクールやコンテスト・公式のコンサートに限定する。

⑼ 年間の部活動終了時刻と完全下校時刻は参考資料のとおりとする。

３ 外部指導者及び保護者との連携

⑴ 外部指導者（外部コーチ）や部活動指導員との連携

専門的な知識や経験がない顧問は、練習内容や指導方法を校内の指導経験者に聞いたり専門書を読んだりするなどして指導力向上を図ります。

外部指導者（外部コーチ）には、特に技術的指導面を補助することによる効果を期待します。外部指導者から得る技術指導により、生徒の活動内容に対する興味関心を高め、より一層意欲を示し技術の習得につなげます。

専門外の運動部や文化部活動を受け持つ顧問にとっては、時間的にも精神的にも大きな負担の軽減にもつながります。併せて活動生徒の事故やけが防止に役立っていきます。

さらに、学校教育法施行規則に新たに「部活動指導員」の制度(29.４.１施行)が規定されました。顧問と部活動指導員との連携を強化することで、顧問が部活動指導員に協力したり、役割分担をしながら教諭と部活動指導員の両者が顧問を務めたりして生徒への指導に当たっていきます。

⑵ 保護者との協力体制

部活動を充実させるためには、保護者の理解や協力を得ることが不可欠となります。部活動に対する保護者の考え方も様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうことはとても大切なことです。そのためにも、保護者の意見や願いをしっかりと把握することが大切になります。

具体的には次の事柄を行うことで保護者との関係を深めていきます。

⑺ 年度当初に保護者会を開くなどして、各校で作成した部活動の活動方針、年間活動計画を説明します。

⑴ 個人負担等の経費については、できる限り保護者負担の軽減を図ります。

⑼ やむをえず保護者から集金をする場合は、校長の承認を得て、事前に文

書で集金通知を出すとともに、実施後は決算報告を必ず行います。

㈡ 傷病時には、必ず保護者へ連絡し、適切に対応します。

㈢ 生徒のがんばっている姿など、活動状況を報告します。

４ 健康安全管理と事故防止

教員は、教育活動のあらゆる場面において、常に生徒の安全確保を図る義務があります。特に身体活動が伴う部活動においては、活発な活動が展開されることからも、生徒の安全が確保された上で行われることが大前提となります。

日ごろから事故防止に対する意識を高め、想定できうる限りの注意を払うことが大切です。

具体的には、次に掲げる事故防止の留意点を参考にします。

(1) 健康状態の把握

㈠ 生徒に自らの健康状態について関心や意識を持たせるとともに、活動前には必ず健康チェックを行います。

㈡ 適度な休養をとったり栄養を補給したりします。

㈢ 熱中症予防のため、適度に水分補給をします。

㈣ 健康観察を適切に行い、体調がすぐれない生徒へは、無理をさせず休ませたり活動の制限を与えたりします。

㈤ 活動中、活動終了後、けがをしたり体調がすぐれなかったりした場合は、状況を把握して必要に応じて家庭連絡をします。

(2) 施設・設備・用具の安全点検と安全管理

使用前、使用後に施設・設備・用具の点検を行うとともに、生徒にもけが防止のため、安全確認の習慣化を図ります。

(3) 教職員間における情報共有

顧問は、担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等と生徒の健康状態や家庭事情を含む様々な件について必要な事項を情報共有することで、生徒が健全に活動できるよう支援します。

(4) 事故への対応

年度当初の職員会議で事故発生時の対応の仕方について、全職員マニュアルをもとに共通理解を図ります。

５ その他

⑴ 部活動の運営組織

校長のリーダーシップのもと、計画的に部活動を実施するための組織を設置します。部活動顧問者会を年度の初めに開催し、「部活動ガイドライン」、「部活動全体計画」に沿って、その年度の活動について共通理解を図ります。

また、部活動検討委員会についても必要に応じて設置し、部活動設置及び改廃に関する協議等を行います。

⑵ 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度は、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校安全の普及充実等を行うことを目的としている互助共済制度です。

部活動についても、学校管理下であるので災害給付の対象となりますが、校長の承認の上で、計画的に行われる活動であることが前提となります。

⑶ その他

文化部活動に関しては、その特性を踏まえつつ、「静岡県部活動ガイドライン」に準じた取扱いをします。

今後、さらに国、県より部活動に係るガイドラインの変更等が示された場合のほか、部活動に係る状況が変わった際には、本ガイドラインを必要に応じて改定します。

令和元年４月

参考資料　【児童生徒の発達特性を考慮した完全下校時刻】

	該当月	完全下校時刻	日没時刻	
		中学校	1日	15日
平日	4	18：00	18：10	18：21
	5	18：30	18：33	18：45
	6	18：30	18：57	19：04
	7	18：30	19：06	19：03
	8	16：45	18：52	18：38
	9	18：00	18：17	17：57
		17：30		
	10	17：15	17：34	17：16
		17：00		
	11	16：45	16：56	16：45
	12	16：30	16：38	16：39
	1	16：45	16：49	17：01
	2	17：00	17：17	17：31
		17：15		
	3	17：30	17：45	17：57

※1　日没時刻は、国立天文台天文情報センター暦計算室調べによる。

※2　9月・10月及び2月はそれぞれ、前半（1日から15日）を上段に、後半（16日から月末）を下段に表す。